

6 県立養護学校の設置

(1) 学校の設置

学 校 名	設 置 学 部	所 在 地	開 校 年 度
猪苗代養護学校	小学部・中学部	猪苗代町	昭和53年度
富岡養護学校	小学部・中学部	富岡町	昭和53年度

(2) 分校の設置

学 校 名	設 置 学 部	所 在 地	開 校 年 度
平養護学校翠ヶ丘分校	小学部・中学部	いわき市	昭和53年度 分室より昇格
須賀川養護学校郡山分校	〃	郡山市	〃
須賀川養護学校竹田分校	〃	会津若松市	昭和53年度 新設

第5節 学校防火

学校火災は公有財産を焼失するばかりでなく、児童・生徒の学習の場を失うことになり、加えて精神的打撃を与え、学校教育の質的低下をまねき、教育行政を停滞させるなど、社会におよぼす物心両面の影響はまことに大きい。

昭和53年度においては、学校火災による焼失事故は一件の発生もみなかったが、これは、市町村教育委員会並びに学校当局の努力によるものである。

本年度の学校防火対策は次のとおりである。

1 学校防火査察の実施と指導

(1) 県教育委員会の実施要項

- ① 学校が行う学校防火診断の実施の徹底と指導をする。
- ② 無人校をなくすよう宿日直代行員の設置促進、又は防火対策の強化を指導する。
- ③ 木造校舎のうち、小学校40校、中学校15校、計55校を対象として、県教育庁義務教育課管理主事、消防署員が中心となって学校防火査察を行い、代行員の設置、査察結果の改善事項について市町村に要請する。
- ④ 防火に関する広報活動を強化し、防火思想の高揚を図る。

2 学校防火診断の実施

(1) 学校防火診断実施のねらい

各学校ごとに防火に関する自己診断を行い、防火体制、消防計画及び施設、設備等の点検を行い、問題点の発見に努めるとともに、これが対策を構ずることによって平常の防火管理の強化を図り、学校火災発生の絶無を期す。

学校防火のための年間における定期診断は、5月1日、12月1日とする。

(2) 防火診断の内容

① 防火体制について

- ア 日常の診断、点検のし方、記録が形式化していないか。
- イ 日常の点検体制が一部の教員（管理職者）にかたよっていないか。
- ウ 診断結果の処置が適切に行われているか。

② 宿日直代行員の勤務状況

- ア 退勤時刻と代行員の就業時刻とに空白時間がないか。
- イ 年間完全無人化校の防火体制はどうか。

③ 火気設備及び取扱い状況について

- ア ごみ焼却炉の取扱い。
火の粉どめ、周辺の整理整頓、点火時刻。
- イ 家庭科実習室のガス器具は完全か、またコンロか機の木質部と接近していないか。
- ウ 美術科焼がまの設置位置はどうか。
- エ LPガスボンベの転倒防止、おおい完全か。

④ 電気設備について

- ア 不要配線が撤去されているか。
- イ 自動火災警報装置に警戒区域平面図が貼付してあるか、また非常電源装置があるか。
- ウ 屋内配線図があるか。

⑤ 消防用施設ならびにその管理について

- ア 消火器の設置場所、転倒防止策は適切か。
- イ 寒冷地での泡消火器凍結防止策は適切か。
- ウ 屋内消火栓の水圧はどうか。
- エ 自動火災報知器、ろう電警報器等ブザーの位置は適切か、(無人化校では隣接の民家に設置を依頼すること)
- オ 消防用水が確保されているか。

⑥ 燃料用倉庫について

- ア 燃料倉庫に規定以上の燃料が格納されていないか。
- イ タンク式の場合、施錠は完全か、また注出口下にこぼれ油の受け皿があるか。

⑦ その他

- ア 劇・毒物の管理について
保管庫の施錠は完全か、又薬品の受け払い簿が備付けてあるか。
- イ 避難・誘導標識が規定のものになっているか。
- ウ 部屋の管理がゆき届いているか。
- エ 体育用具室の管理状況はどうか。
- オ 物置の管理状況はどうか。
- カ プールの金網、施錠は完全か。
- キ 校地、校舎等を貸与する場合の対策は適切か。
- ク 空き教室の日常の点検・管理は適切か。